

# 学校いじめ防止基本方針

藍住町立藍住南小学校

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 日頃から全ての児童に「いじめは何かあっても決して許されるものではない」ことを伝えるとともに、全ての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事等に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- (2) いじめはどの児童にも起こりうる問題であり、どの児童も被害者・加害者の両方になる可能性があることを踏まえ、児童の尊厳が守られ、いじめが未然に防止されるよう校長を中心に一致協力体制を確立し、全教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、その兆候を見逃さず、いじめである可能性を鑑みながら、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的な認知（早期発見）ならびに対応（即時対応・事後観察）に努める。
- (4) 兆候が見られたり、発見・通報を受けたりした場合には、特定の教職員のみで対応するのではなく、速やかに学年団、生徒指導主任、管理職、または校内生徒指導委員会が協同的・組織的に対応し、被害児童を守り通すことはもちろんのこと、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) 学校・家庭・地域で連携し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止め、問題の未然防止ができる体制を構築する。
- (6) 加害児童に対し、必要な指導を行ったにもかかわらず、指導による十分な効果を挙げることが困難な場合や、いじめの態様が児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合等は、警察や児童相談所等の関係機関との適切な連携を図る。また、平素から学校と関係機関との間で情報共有体制を構築しておく。

## 2 学校いじめ対策組織

### (1) 組織の構成

校内生徒指導委員会	
○校長 ○副校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主任 ○人権教育主事	
○学年主任 ○特別支援学級主任 ○養護教諭	
必要に応じて	
○特別支援コーディネーター ○スクールカウンセラー ○学校医	
○教育相談コーディネーター ○個々の事案によって関係の深い教職員	

### (2) 組織の役割

- ① 学校基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正（反省）を行う。
- ② 教職員ならびに児童・保護者からのいじめの相談・通報の窓口として対応する。
- ③ いじめの疑いのある事案についての情報の収集と記録、伝達、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめに関する情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

## 3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、また児童間において、好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 日頃から保護者が気軽に相談できる体制を整備し、学校が保護者からの相談を直接受け止められるようにするとともに、個人懇談等の際に、保護者の心配事等を確

- 認し、気になる事があれば情報を共有し、保護者と連携を取りながら対応する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
  - (5) 児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外に問わず多様な相談窓口に関する広報・周知を行う。

#### 4 いじめの未然防止のための取組

##### (1) 教育・指導場面

- ① 思いやりや人権の尊重など道徳教育や人権教育の充実に努め、「いじめは人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である」との強い認識を学校の教育活動全体を通じて、全児童に徹底できるよう毅然とした態度で指導する。
- ② 学級活動や児童会活動等において、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導・助言を行う。
- ③ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することはいじめであり、決して許される行為ではないことを児童に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性や情報モラルについての学習に学校全体で学年に応じて取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰などが適用される場合があることなども、発達段階に応じた指導を行う。
- ④ 全ての児童が参加・活躍できる授業の工夫を考え、わかる授業づくりをすすめることにより、児童の自己肯定感や達成感、ならびに学級や学校内における安心感の醸成に努める。
- ⑤ 学習や友人関係等でつまずきが生じ、ストレスを感じている場合、それを他人につけるのではなく、運動や読書、遊びで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに対して適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、児童の社会性や他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を育むとともに、互いの人格を尊重する態度を養う。
- ⑦ 児童の日常の言葉や態度及び遊び方等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑧ 教職員の言動が児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、日頃から細心の注意を払う。
- ⑨ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行うとともに、再発の可能性も踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑩ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人現関係が築くことができる力を育てる。
- ⑪ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

##### (2) 家庭・地域との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページなどで公表し、学期の始期、入学式などで児童、保護者や地域住民の理解が得られるよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携し、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみで対策を推進する。

#### 5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) いじめは「どの学校でも、どの児童にも起こりうる」問題であることを十分に認識し、「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努める。
- (2) 各学期の始業式及び入学式等において、全ての児童や保護者に対し、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心して相談することができるよう働きかける。

- (3) 定期的（学期に1回程度）にいじめ問題の解決に主導的な役割を担う「校内生徒指導委員会」を設置し、管理職を中心として組織的に対応する。
- (4) 全児童を対象としたいじめ発見のためのアンケート調査を定期的（7月、12月、2月）に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳の記述」等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知等については、「校内生徒指導委員会」等において組織的に判断する。
- (5) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーターなど学校内の専門家との連携に努める。特にけんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (6) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (7) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、必要に応じて保護者と連絡を取る。
- (8) いじめについて訴えや情報があった場合は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (9) 保護者に対しても「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなどして、いじめ問題への関心を持ってもらい、保護者からの情報提供を促す。

## 6 いじめへの学校の組織的な対応

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
  - ② いじめの認知は一人で判断せず、校内生徒指導委員会等が連携して行う。その際、速やかに関係児童等から事情を聴取したり、学校内の専門家との連携を確認したりすることにより、より迅速な事態の把握に努める。
  - ③ 校内生徒指導委員会等において、得られた情報や実態をもとに、認知したいじめの対応方針を決定する。
  - ④ 職員会議等を通じ、いじめの情報、ならびに対応方針について全教職員の共通理解を図る。
  - ⑤ 被害児童、加害児童に対する具体的な支援・指導について、教職員一人一人の役割分担を明確にし、組織的に対応するとともに、双方の保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を図る。
- (2) いじめられた児童、保護者への支援
  - ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
  - ② いじめられた児童が安心して教育を受けたり、学校生活を送ったりするために必要な措置を講ずる。
  - ③ 教職員の役割を明確にした上で、複数教員による家庭訪問を行う。
  - ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
  - ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
  - ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
  - ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- (3) いじめた児童への指導と保護者への助言
  - ① 毅然とした態度で粘り強い指導を行い、自らの行為に対する十分な反省を促す。
  - ② いじめられた児童を守るという観点から、必要に応じて別教室などでの学習を行わせる。
  - ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
  - ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- (4) 他の児童への指導
  - ① 新たないじめを防止するため、指導の徹底を図る。

- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」との意識を徹底する。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを絶対に許さない学校づくりを進める。
- (5) 教育委員会等への報告と連携
  - ① いじめを認知した場合、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守るという観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
  - ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、必要に応じて阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、協力してケアや再発防止に取り組む。
- (6) 関係機関（警察・児童相談所等）への相談・通報
  - ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
  - ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には直ちに警察に通報する。
  - ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- (7) いじめの解消状態
  - 少なくとも、次の二項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
  - ① 少なくとも3か月間を目安とする。校内生徒指導委員会において、より長期的な期間を設定できる。
  - ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。生徒指導委員で面談などを実施する。

## 7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、校内研修（事前研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校への登校が難しくなったりする疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会に報告するとともに、教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、事項の取組について、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方のもと、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケートなど」を実施し、その結果を踏まえて期間の取組が適切に行われたかどうかを検証、反省する。
- (3) 取組による十分な成果や評価に至らなかった場合には、原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 10 年間計画(いじめ防止プログラム)

### 年間目標

- ・いじめは、どの子どもにもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
- ・教職員や児童が、学校内でのルールの検討や行事運営、運営啓発活動を通して、よりよい学校づくりを進めていく意識を醸成する。
- ・教職員の研修を通して、いじめについての共通理解、児童の状況などの情報共有や組織として取り組む体制づくりを図る。
- ・児童との信頼関係を醸成し、いじめを見抜く感覚を磨くことでいじめの早期発見を図る。
- ・学習指導や生活指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、児童が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の生活態度・意識を向上させるとともに、適切な人権意識を身に付けさせ、いじめの未然防止を図る。
- ・児童の心の変化をいち早く捉え、いじめの早期発見・早期対応に努め、人間関係の修復・改善を図る

○年度初めに全教職員間における「学校いじめ防止基本方針」の共通理解を図る。(4月)

○研修として生徒指導上気になる児童の行動・性格等に関する情報交換を行う。(5月)

○学校生活アンケートの実施・集計 年3回実施 (7月・12月・3月)

○日頃の様子やアンケート結果等をもとにした「校内生徒指導委員会」による協議・対応 (実態に応じて開催)

○学年の発達段階に応じた児童との個別面談 (学年の実態に応じて決定)

○いじめ等児童の諸問題に関する校内研修の実施 (7月)

○取組に関する反省・見直しの協議 (2月)

※ この他にも日頃の学校生活や全ての教育活動において、いじめを防止するための指導・取組ならびにいじめを早期発見するための取組を実施していく。